

株主各位

第84期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで  
会社の体制及び方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表

フォスター電機株式会社

「会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきまして、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.foster.co.jp/investors/shareholder\\_info/meeting.html](http://www.foster.co.jp/investors/shareholder_info/meeting.html)) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する体制（内部統制システム整備の基本方針）

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針について決議していますが、その概要は以下のとおりであります。

#### [1] 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【コンプライアンス体制】

- ① コンプライアンス体制の基礎として、企業理念を表す「フォスターグループ CSR憲章」、企業倫理基準「フォスターグループ 企業行動要綱」及び社員行動基準「フォスターグループ 社員行動規範」を策定しており、役員を含む当社全社員より規範順守の誓約書提出を得ています。また、代表取締役社長を最高責任者、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を常設し、コンプライアンス体制の整備・向上に努めています。
- ② 内部監査部門として、社長直属の「内部監査室」が通常の執行部門から独立して置かれ、内部統制システムの維持、向上を図っています。
- ③ 取締役は、グループ会社を含めて、重大な法令違反・企業倫理違反その他コンプライアンスに関する重要な事実・事案を発見した場合には、直ちに監査役または監査役会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとします。
- ④ 「内部通報取扱規程」及び当該「運営要領」に基づいて、法令や社内規程違反・企業倫理違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報・相談体制及び窓口として「ホットライン」（内部監査室長及び顧問弁護士が担当）、「ヘルプライン」（人事担当男女各1名が担当）が常設されています。
- ⑤ 監査役は、グループ会社を含めて、法令順守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると認めた場合は、遅滞なく担当の取締役及び代表取締役に意見を述べるとともに、その改善を求めることができます。
- ⑥ 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会にて「財務報告に係る内部統制」の体制整備・充実を図るとともに、社長直属の「内部監査室」が体制・推進方法に対して審査を行うことにより、適法性を担保しつつ、効率的で健全かつ透明性の高い経営に努めています。

#### [2] 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制【文書等管理及び情報開示】

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存、廃棄及び管理については、「標準化委員会」等が設置され、社内文書管理規則である「文書管理標準」や「企業秘密保護・管理規程」、「個人情報保護・管理規程」等に定められた保存媒体によって、法令あるいは社内規則に応じて定められた保存期間中、検索可能な状態で適切に維持管理しています。
- ② 情報開示については、「内部情報管理及びインサイダー取引防止規程」及び「適時情報開示及び情報開示委員会規程」を定め、「ディスクロージャーポリシー」を当社ウェブサイトに掲載して、決算短信等の早期かつ適正開示に努めています。更には必要に応じて任意の積極的な情報開示をスピーディかつタイムリーに行って、経営のアカウンタビリティと透明性向上に努めています。

#### [3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制【リスク・危機管理】

- ① 当社は、各部門において、業務執行に係るリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理及び個々のリスクについての対応体制を整えています。

- ② リスク・危機管理体制の基礎として、「リスク・危機管理規程」を定め、各部門における個々のリスクについて部門長を「リスク・危機管理責任者」に指定し、同規程に従ったリスク管理体制である「リスク・危機管理委員会」（委員長は代表取締役社長）を設置しています。重大なリスクが具現化し、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長等を本部長とする危機対策本部を開設し、事務局や特別室あるいは情報連絡チーム、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを組織して迅速な対応を行い、被害を最小限に止め、可能な限り短期間で原状回復する体制を整えて、損害の拡大を防止します。

#### **[4] 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制【効率性】**

- ① 取締役の職務執行を効率的に行うための体制の基礎として、「取締役会規則」に則り、取締役会を月1回定時及び臨時に開催して、当社の経営方針、経営戦略に係る重要案件及び重要な業務執行を審議・決定し、その執行に当たっては、事前に代表取締役・役付取締役・上席執行役員・常勤監査役等によって構成される「常務会」における討議を経て執行決定を行うものとしています。
- 更に意思決定の実効の迅速化と意思統一のため、各事業本部の業務執行に係る報告・検討を行う機関として、社長以下、本部長（兼務取締役、執行役員等を含む）を主体とする「経営会議」や「本部長会議」等を開設しています。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会において業務執行取締役、使用人兼務取締役や執行役員とその担当業務を選定しており、また「組織規程」、「稟議規程」、「職務分掌・職務権限規程」等において、それぞれの責任者とその権限・責任、執行手続きについて定めています。
- ③ グループ全体としては、連結経営の推進のために年2回にわたり国内各社の経営責任者をメンバーとした「国内グループ会社会議」や海外各社の経営責任者をメンバーとして各社の予算を審議する「グローバル予算会議」、営業・技術・品質・製造に係るグローバル戦略会議等を開催して、グループの方向性を確認し連携強化を期しています。

#### **[5] 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、基本的にグループ企業すべてに適用する行動指針として、「フォスターグループCSR憲章」、「フォスターグループ企業行動要綱」及び「フォスターグループ社員行動規範」を制定し、これを基礎としてグループ各社においてその実状・国情に沿ってアレンジし、関連諸規範・諸規程を定めることとします。
- 経営管理については、毎年グループを含めた経営方針・基本方針を定めるとともに、「グループ会社管理運営規程」を制定して、グループ会社に対する管理の基本方針及び基本事項を定めています。本規程に従い、グループ会社は自らの自主性・独立性を保持しつつ、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じて当社はモニタリングを行います。
- ② グループ会社及びその役職員は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反があり、その他コンプライアンス上問題があると思料される重要な事実・事案（例えば、当社及びグループ会社との間における利益の付替え、損失の飛ばし等、グループ会社を利用したり、グループ会社に指示して行う違法または不適切な取引や会計処理等）を認識したり発見した場合には、速やかに当社主管部門、内部監査部門、コンプライアンス委員会あるいは直接「ホットライン」や監査役に報告するものとし、
- ③ 上記の違法または不適切な取引や会計処理を防止するため、内部監査部門及びコンプライアンス委員会等は、グループ会社の内部監査部門（定められている場合）、監査役や会計監査人またはこれに相当する部署・役職員と必要な情報交換を行うものとし、

- ④ 各グループ会社において、その実状・国情に沿って、業務執行に係るリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整えるものとします。

#### **[6] 監査役に係る内部統制に関する事項**

- ① 監査役監査は、当社「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び各年度監査方針、監査計画に基づき実施されており、当社各部門・事業所、グループ会社に関する監査結果は、「業務監査報告書」としてまとめられ、経営改善に寄与すべく、速やかに代表取締役や取締役をはじめとする関係者に対して、提出・回覧されています。

また、監査の実効性・効率性を確保するため、内部監査部門及び会計監査人との意見交換や協力・協働体制（三様監査）の強化に努めています。

監査役会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他を外部アドバイザーとして起用することができます。

- ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項及び時期等について定める「監査役への報告に関する規程」に基づき、当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等は当社及びグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にそのつど報告するものとします。更に、監査役は必要に応じて随時これらの者に対して報告を求めることができます。
- ③ 監査役は、上記規程により、株主総会、取締役会はもちろん、常務会、経営会議、国内グループ会社会議、グローバル予算会議その他の重要な会議や各委員会に社内情報の聴取を行うため、出席しています。
- ④ 現状においては、専任の監査役補助者は置いておらず、法務部門のスタッフが監査役の職務を一部兼任補助しています。

監査役から監査業務に関する指示・命令を受けた監査役補助者は、その指示・命令については取締役からの指揮命令を今後も受けないものとします。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等については、人事担当役員が監査役と事前に協議を行うものとします。

- ⑤ 社内通報制度を規定する「内部通報取扱規程」に基づく通報窓口「ホットライン」及び「ヘルプライン」の担当者は、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、適切な通報・報告・相談体制を確保し、社内通報制度による通報の状況を定期的に監査役に報告します。

#### **[7] 不利益な取扱いの禁止**

当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等が社内通報制度の利用を含む前項に係る報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止します。

#### **[8] 監査役職務執行について生ずる費用または償還の処理**

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

#### **[9] 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- ① 当社は、「フォスターグループ 企業行動要綱」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対処し、一切関係を持たないこと」を明言し、これを基本方針としています。

- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、「反社会的勢力による被害防止・対策規程」を設け、対策責任者を定めて反社会的勢力に組織的に対処できる体制を整備するとともに、「フォスターグループ社員行動規範」にて反社会的勢力との関係遮断をグループ内の役職員に周知徹底しています。

## **(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

当社は、社員行動基準「フォスターグループ社員行動規範」を策定し、役員及び社員に周知・徹底するために、本社員行動規範に関わる社内研修や社外の講師（弁護士）を招聘したコンプライアンス研修に加えて、社員を対象としたコンプライアンスに関するテストを実施しています。また、当社及びグループ会社の役員及び社員を対象として、顧問弁護士及び社内において独立性の高い内部監査室を窓口とする「ホットライン」を設け、内部通報窓口として機能させることによって、コンプライアンス違反等の未然防止、早期発見及び是正に努めています。

(職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況)

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名を含む全監査役（4名）も出席しています。取締役会は、定時及び臨時に計13回開催され、当社の経営方針、経営戦略に係る重要案件及び重要な業務執行について監督を行い、活発な意見交換によって、職務執行の適正及び効率性の確保に努めています。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

当社は、リスク・危機管理委員会を設置し、チェックリストを用いてグループ全体に対してリスクの抽出・分析及び分析結果に基づく対策を講ずるよう運営を進めています。また、リスク・危機管理委員会を定期的で開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、グループ全体のリスク管理に関わる重要事項を審議し、リスク管理体制の強化に努めています。

(当社グループ会社における業務の適正の確保に対する取組みの状況)

当社グループにおきましては、国内各社の経営責任者をメンバーとした「国内グループ会社会議」、各事業本部及び海外グループ会社の業務執行・財務情報に係る討議を行う「経営会議」及び各海外グループ会社の予算を審議する「グローバル予算会議」等を定期的で開催して、グループ間の連携強化と情報共有化を図り、グループ全体の業務の適正の確保に努めています。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み状況)

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されています。監査役会は8回開催し、監査に関する重要な事項について審議し、決議を行っています。

監査役は、定期的に代表取締役社長、社外取締役、会計監査人及び内部監査室と個別または合同で会議を開催し、それぞれ意見交換を行うことによって監査の実効性を高めています。また、取締役会、常務会だけでなくその他重要な会議や各委員会にも出席しています。

## **(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社においては、現時点では会社の支配に関する基本方針は特に定めていません。

連結株主資本等変動計算書（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	6,770	9,372	44,962	△2,133	58,972
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,160		△1,160
親会社株主に帰属する当期純利益			4,265		4,265
自己株式の取得				△219	△219
自己株式の処分		21		197	218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	21	3,105	△22	3,105
平成30年3月31日残高	6,770	9,394	48,068	△2,156	62,077

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年4月1日残高	730	337	△447	620	4,309	63,901
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,160
親会社株主に帰属する当期純利益						4,265
自己株式の取得						△219
自己株式の処分						218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	46	△748	65	△636	421	△214
連結会計年度中の変動額合計	46	△748	65	△636	421	2,890
平成30年3月31日残高	776	△410	△382	△15	4,731	66,792

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 28社

① 国内にある連結子会社……4社

フォスター運輸株式会社

フォスター電子株式会社

フォスター企業株式会社

ESTec ジャパン株式会社

② 海外にある連結子会社……24社

フォスター エレクトリックCo., (ホンコン) Ltd.

広州豊達電機有限公司

豊達電機(南寧)有限公司

豊達音響(河源)有限公司

豊達電機台湾股份有限公司

フォスター エレクトリック(シンガポール) Pte.Ltd.

PTフォスター エレクトリック インドネシア

ミャンマー フォスター エレクトリック Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(ティラワ) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック IPO(タイランド) Ltd.

フォスター エレクトリック(ベトナム) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(ダナン) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(クアンガイ) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(バクニン) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(ユー. エス. エー. ), Inc.

フォスター エレクトリック(ヨーロッパ) GmbH

FSK(タイランド) Co., Ltd.

ESTec コーポレーション

ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.

ESTec Electronics (M) Sdn.Bhd.

ESTec VINA Co., Ltd.

ESTec Phu Tho Co., Ltd.

ESTec Corporation (Cambodia) Ltd.

ESTec America Corporation

なお、FSK(タイランド) Co., Ltd.は、当連結会計年度において新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社 1社

Thomas KL Indústria de Alto Falantes S.A.

- (2) 持分法の適用手続きについて、特に記載する必要があると認められる事項

Thomas KL Indústria de Alto Falantes S.A.は決算日が12月31日であるため、連結決算日（3月31日）に仮決算を行っております。

## 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、広州豊達電機有限公司、豊達電機（南寧）有限公司及び豊達音響（河源）有限公司は決算日が12月31日であるため、連結決算日（3月31日）に仮決算を行っています。

FSK（タイランド）Co., Ltd.、ESTec コーポレーション、ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.、ESTec Electronics (M) Sdn.Bhd.、ESTec VINA Co., Ltd.、ESTec Phu Tho Co., Ltd.、ESTec Corporation (Cambodia) Ltd.、ESTec America Corporation及びESTec ジャパン株式会社の決算日は12月31日であり、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

## 4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

製品、原材料、仕掛品……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により評価しております。

貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法により評価しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法によっております。ただし、当社の一部の資産（機械装置（リース資産を除く）

並びに工具器具及び備品の一部）並びに当社及び国内連結子会社が平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しています。また、一部の在外連結子会社では定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物	2年～31年
機械装置及び運搬具	2年～10年

工具器具及び備品 2年～5年

無形固定資産……………定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、(リース資産を除く)社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

#### ③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ④株式給付引当金

取締役等株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### (会計方針の変更)

該当事項はありません。

#### (追加情報)

##### (株式給付信託 (B B T))

当社は、当連結会計年度より、取締役および執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます）と株主の皆様との価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上に資するため、取締役等に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託 (B B T)」を導入しています。

当該信託契約については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて会計処理しています。

##### ① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた取締役等株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役等に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は取締役等に対し、毎年業績に連動してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

##### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は218百万円、株式数は111千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

工場財団抵当

建物	184百万円
構築物	0百万円
機械装置	0百万円
土地	254百万円
合計	<u>438百万円</u>

上記に対応する債務

長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)	7,150百万円
-------------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

34,634百万円

3. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

融資枠設定金額	14,000百万円
借入実行残高	-百万円
差引：借入未実行残高	<u>14,000百万円</u>

4. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約には財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

- (1) 各年度の決算において、損益計算書及び連結損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失計上とならないこと。
- (2) 各年度の決算期の末日において、貸借対照表及び連結貸借対照表に記載される為替換算調整勘定による調整前の純資産の部の金額を、直前の決算期比80%以上に維持すること。

## (連結損益計算書に関する注記)

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類	減損損失
フォスター エレクトリック (ベトナム) Co., Ltd.	ベトナム ビンズオン	事業用資産 及び遊休資産	建物及び構築物 機械及び装置 他	1,037百万円
フォスター エレクトリック (ダナン) Co., Ltd.	ベトナム ダナン	事業用資産	建物及び構築物 機械及び装置 他	977百万円

当社グループは、固定資産を事業用資産、共用資産及び遊休資産にグルーピングしており、遊休資産については、物件毎にグルーピングしております。

上記の事業用資産及び遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額あるいは使用価値により測定しております。

正味売却価額は売却見積り価額から処分費用見積り額を控除して算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを18.1%で割引いて算定しております。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

26,931,051株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	643	25	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	516	20	平成29年9月30日	平成29年12月6日
計		1,160			

(注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

①配当金の総額	904百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	35円
④基準日	平成30年3月31日
⑤効力発生日	平成30年6月22日

(注) 配当金の総額には「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれています。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券は主として満期保有目的の社債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金 (主として短期) 及び設備投資資金 (長期) であります。

なお、デリバティブ取引は外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクの低減を目的とした先物為替予約取引であり、社内規定に従い、投機的な取引は行わない方針です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*3)	時価(*3)	差額
(1) 現金及び預金	9,704	9,704	—
(2) 受取手形及び売掛金（電子記録債権を含む）	22,243		
貸倒引当金(*1)	△15		
受取手形及び売掛金（純額）	22,228	22,228	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,310	2,314	4
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	105	107	1
その他有価証券	2,256	2,256	—
(5) 支払手形及び買掛金（電子記録債務を含む）	(13,114)	(13,114)	—
(6) 短期借入金	(3,353)	(3,353)	—
(7) 未払金	(4,316)	(4,316)	—
(8) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(8,349)	(8,347)	(△1)
(9) デリバティブ取引(*2)	20	20	—

(\*1)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(\*3)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、及び(4) 投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	381

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

(1) 流動の部

未払事業税	20百万円
貸倒引当金	3百万円
賞与引当金	176百万円
未払賞与に係る社会保険料	25百万円
たな卸資産未実現利益	254百万円
たな卸資産評価損	189百万円
その他	53百万円
繰延税金資産 小計	723百万円

(2) 固定の部

未払役員退職慰労金	10百万円
退職給付に係る負債	37百万円
過年度臨時償却費	20百万円
減価償却費	708百万円
繰越欠損金	32百万円
貸倒引当金	2百万円
減損損失	403百万円
資産除去債務	66百万円
ゴルフ会員権評価損	7百万円
その他	132百万円
繰延税金資産 小計	1,421百万円
評価性引当額	△856百万円
繰延税金資産 再計	565百万円
繰延税金資産 合計	1,289百万円

繰延税金負債

(1) 流動の部	
在外子会社留保利益	404百万円
その他	9百万円
繰延税金負債 小計	413百万円
(2) 固定の部	
退職給付に係る資産	228百万円
その他有価証券評価差額金	321百万円
在外子会社留保利益	226百万円
資産除去債務に対応する除去費用	53百万円
その他	28百万円
繰延税金負債 小計	858百万円
繰延税金負債 合計	1,272百万円
繰延税金資産の純額	16百万円

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	708百万円
固定資産－繰延税金資産	211百万円
流動負債－繰延税金負債	398百万円
固定負債－繰延税金負債	503百万円

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,412円06銭
2. 1株当たり当期純利益	165円78銭

(注) 当社は、当期より「株式給付信託（BBT）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当期末において、111,000株です。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当期において、69,148株です。

## (重要な後発事象に関する注記)

### (早期退職者の募集)

当社は、平成30年4月27日開催の取締役会において、以下のとおり、フォスターエレクトリック（ベトナム）Co., Ltd.及びフォスターエレクトリック（ダナン）Co.,Ltd.の工場において早期退職者の募集を行うことについて決議し、他の施策と合わせ、人員数の適正化を進めています。

#### 1. 早期退職者を募集する理由

携帯電話用ヘッドセットの生産性の向上や最近の需要動向に鑑み、生産体制の最適化を図るためです。

#### 2. 概要

対象者： フォスターエレクトリック（ベトナム）Co., Ltd.及びフォスターエレクトリック（ダナン）Co.,Ltd.の従業員

募集人数： ベトナム工場5,000名程度、ダナン工場1,500名程度

#### 3. 業績に与える影響

今回の人員数の適正化に伴って発生する割増退職金は、平成31年3月期において特別損失としておおよそ500百万円を見込んでおります。

株主資本等変動計算書（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成29年4月1日残高	6,770	6,896	2,476	9,372
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			21	21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	-	-	21	21
平成30年3月31日残高	6,770	6,896	2,497	9,394

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成29年4月1日残高	373	29	4,700	11,570	16,674	△2,133	30,683
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の取崩		△5		5	-		-
剰余金の配当				△1,160	△1,160		△1,160
当期純利益				504	504		504
自己株式の取得					-	△219	△219
自己株式の処分						197	218
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	△5	-	△649	△655	△22	△655
平成30年3月31日残高	373	23	4,700	10,921	16,018	△2,156	30,027

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日残高	718	718	31,401
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			-
剰余金の配当			△1,160
当期純利益			504
自己株式の取得			△219
自己株式の処分			218
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	44	44	44
事業年度中の変動額合計	44	44	△610
平成30年3月31日残高	763	763	30,790

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び原材料……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

ただし、一部の資産（建物附属設備、機械装置並びに工具器具及び備品の一部）及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2年～31年
構築物	3年～15年
機械及び装置	2年～10年
車両運搬具	4年～6年
工具器具及び備品	2年～5年

無形固定資産……定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2年～5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……定額法によっております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 関係会社投資損失引当金………関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を検討して所要額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担する金額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、計算の結果、当事業年度においては退職給付引当金が1,006百万円の借方残高となったため、投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。
- 株式給付引当金……………取締役等株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 7. その他計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## (追加情報)

### (株式給付信託 (BBT))

当社は、当事業年度より、取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます）と株主の皆様との価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上に資するため、取締役等に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しています。

当該信託契約については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて会計処理しています。

#### ① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた取締役等株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役等に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は取締役等に対し、毎年業績に連動してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しています。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は218百万円、株式数は111千株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

工場財団抵当

建物 184百万円

構築物 0百万円

機械及び装置 0百万円

土地 254百万円

合計 438百万円

上記に対応する債務

長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む) 7,150百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,365百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

受取手形、電子記録債権及び売掛金 4,537百万円

短期貸付金 4,516百万円

その他金銭債権 235百万円

買掛金 18,622百万円

その他金銭債務 311百万円

4. 偶発債務

下記関係会社の銀行借入金等に対し、債務保証を行っております。

フォスター エレクトリック (シンガポール) Pte.Ltd. 306百万円

フォスター エレクトリック (ティラワ) Co.,Ltd. 2,557百万円

フォスター エレクトリック (ヨーロッパ) GmbH 26百万円

合計 2,891百万円

## 5. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当該契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

融資枠設定金額	14,000百万円
借入実行残高	-百万円
差引：借入未実行残高	<u>14,000百万円</u>

## 6. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約には財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

- (1) 各年度の決算において、損益計算書及び連結損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失計上とならないこと。
- (2) 各年度の決算期の末日において、貸借対照表及び連結貸借対照表に記載される為替換算調整勘定による調整前の純資産の部の金額を、直前の決算期比80%以上に維持すること。

### (損益計算書に関する注記)

#### 関係会社との取引高

関係会社への売上高	31,090百万円
関係会社からの仕入高	118,149百万円
その他営業費用	561百万円
関係会社からの受取配当金	1,024百万円
その他営業外収益	134百万円
その他営業外費用	0百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,201,449株

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が保有する当社株式111,000株が含まれております。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

##### (1) 流動の部

未払事業税	19百万円
賞与引当金	171百万円
未払賞与に係る社会保険料	25百万円
たな卸資産評価損	79百万円
貸倒引当金	0百万円
その他	81百万円
繰延税金資産 小計	<u>376百万円</u>

##### (2) 固定の部

関係会社株式評価損	416百万円
関係会社投資損失引当金	8百万円
ゴルフ会員権評価損	7百万円
資産除去債務	66百万円
過年度臨時償却費	20百万円
減価償却費	101百万円
その他	67百万円
繰延税金資産 小計	<u>688百万円</u>
評価性引当額	<u>△432百万円</u>
繰延税金資産 再計	<u>255百万円</u>
繰延税金資産 合計	<u>632百万円</u>

#### 繰延税金負債

##### (1) 固定の部

前払年金費用	308百万円
その他有価証券評価差額金	319百万円
資産除去債務に対応する除去費用	53百万円
特別償却準備金	10百万円
繰延税金負債 小計	<u>691百万円</u>
繰延税金負債 合計	<u>691百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>435百万円</u></u>

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	フォスター エレクトリック Co., (ホンコ ン) Ltd.	直接 100%	材料販売先及 び製品購入先	製品の購入 (※ 1)	39,055	買掛金	13,608
			配当金の受取	配当金の受取	441	—	—
子会社	フォスター エレクトリック (ベトナム) Co.,Ltd.	直接 100%	製品購入先	製品の購入 (※ 1)	51,987	買掛金	2,800
			資金の援助	運転資金の回収	3,919	短期貸付金	2,869
				利息の受取 (※ 2)	93	未収収益	10
子会社	フォスター エレクトリック (バクニン) Co.,Ltd.	間接 100%	製品購入先	製品の購入 (※ 1)	8,756	買掛金	676
子会社	フォスター エレクトリック (ユー.エス.エ ー) ,Inc.	直接 100%	製品販売先	製品の販売 (※ 1)	18,370	売掛金	2,103
			配当金の受取	配当金の受取	269	—	—
子会社	フォスター エレクトリック (ヨーロッパ) GmbH	直接 100%	製品販売先	製品の販売 (※ 1)	10,917	売掛金	1,938
			債務保証	債務保証 (※ 3)	26	—	—

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	フォスター エレクトリック (ダナン) Co.,Ltd.	間接 100%	製品購入先	製品の購入 (※1)	9,354	買掛金	794
子会社	フォスター エレクトリック (シンガポ ール) Pte.Ltd.	直接 100%	資金の援助	設備資金の回収	1,683	短期貸付金	1,222
				運転資金の貸付	1,222		
				利息の受取 (※2)	18	未収収益	
			債務保証	債務保証 (※3)	306	—	—
子会社	フォスター エレクトリック (ティラワ) Co.,Ltd.	間接 100%	債務保証	債務保証 (※3)	2,557	—	—
子会社	ESTec コーポレーシ ョン	直接 64.1%	配当金の受取	配当金の受取	268	—	—

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(※1) 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。  
(※2) 当該子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。  
なお、担保は受け入れておりません。  
(※3) 当該子会社の銀行借入等につき、債務保証を行ったものであります。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,196円71銭  
2. 1株当たり当期純利益 19円61銭

(注) 連結計算書類「連結注記表(1株当たり情報に関する注記)」に記載の通り、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を控除する自己株式に含めています。